



なぜか突然「訴状」が届いた!!

悪質事業者による架空請求かもしれません

まったく根拠のない架空請求（利用した覚えのない請求）が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき、根拠のない請求書面を手当たり次第に大量に送ったものと思われます。「訴状」「〇〇に関する訴訟最終告知」などと記載されており、「貴方の利用されていた契約会社ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として裁判所に訴状が提出された」「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始」「連絡がない場合は原告側の主張が全面的に受理される」「執行官立合いの下、給与・動産・不動産の差し押さえを強制的に履行」などと不安にさせる文言も記載されています。突然のことに驚いてしまうかもしれませんが、**書面に記載された連絡先には決して連絡をしないでください。**着手金や示談金などの名目で料金を請求されたり、こちらの個人情報知られてしまう恐れがあります。

*** トラブルにあわないために ***

- 架空請求の封書（書面）に記載されている機関の名称は、法務省や裁判所などの名称を不正に使用したり、公的機関に類似したもの、実在する事業者名など様々です。
- 「訴訟」「最終告知」「差し押さえ」「強制」「履行」「重要」などと書かれていても慌てないでください。焦って連絡をしてしまうと相手の思うツボです。身に覚えのない場合は決して連絡をしないでください。
- 身に覚えのない請求であっても、**本当に裁判所から届いた「特別送達※」の通知であれば放置してはいけません。**欠席裁判となり、基本的に架空請求業者の請求がそのまま認められてしまうので注意が必要です。電話帳などで裁判所の電話番号を自分で調べ、本当に手続きが進められているのか、通知を出したか問い合わせましょう。
- 架空請求か判断がつかない場合や少しでも不安を感じたときは、**すぐに消費生活センターに相談しましょう！**



※特別送達…正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で送付され、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則です。ハガキで送られたり、郵便受けに投函されることはありません。郵便職員から受け取る時は、「郵便送達報告書」に受け取った人の署名または押印をするよう求められます。



海外からの植物の種 心当たりがないものは開封しないで!!

注文をしていないのに、海外から植物の種子が郵送などで送られてきたという事例があります。心当たりがない種子が届いても、**絶対に庭やプランターなどに植えないでください。**植物防疫法の規定により、種子などの植物は、植物防疫官による検査を受けなければ輸入ができません。外装に植物検査合格証印がない種子が海外から届いた場合は、開封せず、受け取りを拒否するか最寄りの植物防疫所に相談してください。代金を請求されるなどのトラブルがあった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



消火器の訪問販売 設置や交換はよく考えてから！

消火器の訪問販売に関する相談が寄せられています。「消火器ってそんなに高いの？」など不審に思ったらその場では契約せず、必要がなければきっぱり断りましょう。

- 一般の住宅に、消火器の設置義務や交換頻度などに関する決まりはありません。「1年に1回交換する義務がある」などと言われても鵜呑みにしないでください。
- 消火器には使用期限が表示されています。「耐用年数が過ぎている」などと言われた場合は、表示を見て使用期限を確認しましょう。
- 訪問販売は、8日間以内であればクーリング・オフ※ができます。
- おかしいなと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう！



※クーリング・オフ…一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』→最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



消費生活無料法律相談会開催日



・9月 9日(水) [午後1時30分から]
・10月 7日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話下さい。



～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください。

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452